

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 東 正 昇

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第24号 鳴門市工場立地法地域準則条例の一部改正について」ほか議案3件であります。

当委員会は去る3月1日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第24号 鳴門市工場立地法地域準則条例の一部改正について」であります。この条例の根拠法である工場立地法において条項の改正が行われたことから、引用条項の整理を行うものであります。

理事者からは、この改正において本市の制度そのものに影響を与えるものではないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第25号 鳴門市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」であります。企業立地促進法に基づき、本市における企業立地のさらなる促進をはかるために、一定の要件を満たす企業の事業の用に供する固定資産の課税を免除するため新たに条例を制定するものでした。

委員からは、今までも固定資産税の減免のような制度があったのではないかと、また、どれぐらいの金額であり、何年間減免していたのかとの質疑がありました。

理事者からは、現在までは、固定資産税の還付という形で、奨励金を交付しており、平成10年度から平成28年度までの奨励金の交付総額としては、約3億139万であり、奨励金の交付期間は3年間であるとの説明がありました。

また、委員からは、新たに立地しようとする企業からの問い合わせがあるかどうかとの質疑があり、理事者からは、鳴門市の場合は、国道11号線沿いなどは立地が良いため、県を通じてではあるが、運輸関係からの問い合わせがあるが、なかなか土地がないのが現状であるとの説明がありました。

委員からは、企業立地の可能性を求め、ピーアールを行ってほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第26号 鳴門市企業立地奨励条例の制定について」であります。現行の企業立地奨励制度の抜本的な見直しに伴い、既存の条例の全部を改正するものであります。理事者からは、まず、主な改正点として、奨励措置、奨励措置期間、奨励指定事業所についての説明がありました。

委員からは、事業所については、本社ではなく、支社であってもよいのかとの質疑があり、理事者からは、基本的に企業誘致について、本社は別の場所にあっても、鳴門市に工場を建てる場合もあるので問題はないとの説明がありました。

次に、委員からは、この条例の予算措置についての確認があり、理事者からは、基本的には課税の減免になるので予算措置はなく、また、雇用奨励金については、雇用されれば補助金を払うことになるので必要だが、現時点ではまだ見込みがないため、見込みが出た時点で補正等により対応したいとの説明がありました。

次に、委員からは、第10条において、事業の報告及び指示について定められているが、具体的な方法についての質疑がありました。

理事者からは、実際の調査方法については、内規で定めることになるが、ハローワークに確認したり、企業の帳簿等を確認させてもらうことになるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第27号 鳴門市水道事業給水条例の一部改正について」であります。平成29年4月より給水装置工事の施工を原則として企業局において実施しないこととするため、字句の整理を行うものであります。

委員からは、指定給水装置工事事業者がこの条例改正により新たに行わなければならないことがあるかどうかについての質疑があり、理事者からは、市が受託工事として、今まで本管からメーターまでの積算をしていたが、これからは指定業者がその部分の算出をすることになるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。